

## 改正派遣法に基づく情報公開について

対象期間：2025年4月1日～2026年3月31日

1. 派遣労働者の数	0名
2. 派遣先の数	0社
3. 労働者派遣に関する料金額	0円
4. 派遣労働者の賃金額	0円
5. マージン率	該当なし
6. 教育訓練、キャリア形成	該当なし
7. 派遣労働者の労使協定の締結	該当なし